

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第7区分

【発行日】令和3年5月6日(2021.5.6)

【公開番号】特開2019-172426(P2019-172426A)

【公開日】令和1年10月10日(2019.10.10)

【年通号数】公開・登録公報2019-041

【出願番号】特願2018-62736(P2018-62736)

【国際特許分類】

B 6 5 H 11/00 (2006.01)

B 4 1 J 15/04 (2006.01)

H 0 4 N 1/04 (2006.01)

H 0 4 N 1/00 (2006.01)

G 0 3 B 27/62 (2006.01)

【F I】

B 6 5 H 11/00 K

B 4 1 J 15/04

H 0 4 N 1/12 Z

H 0 4 N 1/00 5 6 7 Q

G 0 3 B 27/62

【手続補正書】

【提出日】令和3年3月24日(2021.3.24)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

媒体が挿入される読み取り用の挿入口、及び前記媒体が排出される読み取り用の排出口を有する筐体と、

前記読み取り用の挿入口から挿入される前記媒体を搬送する搬送ローラーと、

前記搬送ローラーにより搬送される前記媒体を読み取る読み取り部と、を備え、

前記読み取り用の挿入口及び前記読み取り用の排出口は、前記筐体のうち、鉛直方向と前記搬送ローラーの軸方向とに交差する方向における第1方向側に設けられ、

前記媒体が前記読み取り用の排出口から排出される方向は、前記第1方向側の方向、又は鉛直下方向であることを特徴とするスキャナー装置。

【請求項2】

前記筐体は、前記読み取り用の挿入口から前記第1方向とは反対方向である第2方向に延びる載置面を有し、

前記載置面は、前記媒体の第1端部が前記読み取り用の挿入口に挿入された状態において、前記媒体のうち前記第1端部とは反対側である第2端部側の部分を支持可能である請求項1に記載のスキャナー装置。

【請求項3】

前記筐体は、

ロール状に巻き重ねられた印刷媒体を収容する収容部と、

収容部カバーと、を更に備え、

前記搬送ローラーによる前記媒体の搬送経路は、前記読み取り用の挿入口から前記読み取り用の排出口へ向かう方向に沿って延びており、

前記収容部は、前記筐体のうち、前記第2方向側に設けられ、
前記収容部カバーの外表面は、前記載置面に含まれる請求項2に記載のスキャナー装置
。

【請求項4】

前記読み取り用の排出口は、前記筐体の前記載置面、及び前記読み取り用の挿入口よりも鉛直下方向側に位置する請求項2又は3に記載のスキャナー装置。

【請求項5】

印刷媒体に印刷を行う印刷部を更に備え、

前記筐体は、前記印刷部によって印刷された前記印刷媒体が排出される印刷用の排出口を有し、

前記印刷用の排出口は、前記筐体のうち、前記第1方向側に設けられ、

前記印刷部によって印刷された前記印刷媒体が前記印刷用の排出口から排出される方向は、前記第1方向側の方向、又は前記鉛直下方向である請求項1～4の何れか一項に記載のスキャナー装置。

【請求項6】

前記筐体は、鉛直上方向に面する第1面と、前記第1面に交差し、奥行方向の前方向に面する第2面と、を有し、

前記読み取り用の挿入口は、前記第1面に設けられ、

前記読み取り用の排出口及び前記印刷用の排出口は、前記第2面に設けられる請求項5に記載のスキャナー装置。

【請求項7】

前記読み取り用の挿入口から挿入される前記媒体を保持する保持機構を更に備え、

前記筐体は、前記読み取り用の挿入口に対する前記媒体の挿入位置を決定することを補助するための補助記号を有し、

前記保持機構及び前記補助記号は、前記筐体のうち、前記第1方向側に設けられている請求項1～6の何れか一項に記載のスキャナー装置。

【請求項8】

媒体を読み取る読み取部と、

印刷媒体に印刷を行う印刷部と、

前記読み取部と前記印刷部とを収容する筐体と、を備え、

前記筐体は、前記読み取部で読み取らせる前記媒体が挿入される読み取り用の挿入口と、前記読み取部で読み取られた前記媒体が排出される読み取り用の排出口と、前記印刷部によって印刷された前記印刷媒体が排出される印刷用の排出口と、を有し、

前記筐体は、第1面と、前記第1面の端側に隣接し、前記第1面と交差する方向に延びる第2面と、を有し、

前記読み取り用の挿入口は、前記第1面に設けられ、

前記読み取り用の排出口及び前記印刷用の排出口は、前記第2面に設けられることを特徴とするスキャナー装置。

【請求項9】

前記第1面は、前記筐体の鉛直上方向に面し、

前記第2面は、前記筐体の奥行方向の前方向に面する請求項8に記載のスキャナー装置
。